

国官会第16409号
国官技第243号
国営管第528号
国営計第150号
国港総第526号
国港技第65号
国空予管第677号
国空空技第381号
国空交企第210号
国北予第47号
令和3年12月24日

国官会第12262号
国官技第192号
国営管第213号
国営計第74号
国港総第358号
国港技第64号
国空予管第606号
国空空技第203号
国空交企第173号
国北予第7号

最終改正：令和7年9月1日

別記のとおり

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長

航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局 予算課長
(公 印 省 略)

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置 について

先般、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和３年１１月１９日閣議決定）及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」（令和３年１１月８日新しい資本主義実現会議）において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和３年１２月１７日付け財計４８０３号）に基づき、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して加算点又は技術点の加点を行うこととします。

適用対象となる調達、評価項目及び実施要領等は下記のとおりとなりますので、その実施につき遺漏なきよう適切にご対応願います。

記

１ 適用対象

令和４年４月１日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。ただし、令和４年４月１日以降に契約を締結する予定であっても、既に公告を行っているなどの事情があるものは対象外とする。

２ 評価項目

以下のいずれかを入札者が選択可能な評価項目とすること。

- （１）契約を行う予定の年度の４月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※）」を別紙２に示す率以上増加させる旨を従業員に表明していること。
- （２）契約を行う予定の年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※）」を別紙２に示す率以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※中小企業等においては、「給与総額」とする。

中小企業等とは、法人税法第 66 条第 2 項又は第 3 項に該当する者のことをいう。ただし、同条第 5 項に該当するものは除く。

3 評価方法

総合評価落札方式において上記 2 に該当する者に対して加点をすることとする。加点にあたり評価者は、別紙 1 の 1 又は別紙 1 の 2 の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を入札参加者から提出を受けたことをもって評価すること。なお、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表 1」を提出させ、2※における中小企業等に該当していることを確認するものとする。

本評価項目における得点配分は、契約担当官等において調達する案件の性質に応じ、別紙 2 のとおり実施すること。なお、別紙 2 について、疑義等が生じた場合には、個別に、大臣官房会計課（物品・役務）又は技術調査課（工事・建設コンサルタント業務等）に連絡されたい。ただし、港湾空港に関するものについては、港湾局総務課若しくは航空局予算・管財室（物品・役務）又は港湾局技術企画課若しくは航空局空港技術課（工事・建設コンサルタント業務等）に連絡するものとする。

4 賃上げ実績の確認

契約担当官等は、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。以下同じ。）が終了した後、速やかに確認すること。なお、確認に当たっては、2（1）の場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（別紙 3）の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」（以下「合計額」という。）を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。

また、2（2）の場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙 4）の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする。

なお、落札者が上記 3 による加点を受けていない企業である場合には実績確認は要しない。（※ 1、2 及び 3）

※ 1 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、2（1）の場合は別紙 3 の「合計額」と、2（2）の場合は別紙 4 の「支払金額」とする。

※ 2 契約担当官等は、上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出さ

れた場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。

- ※3 本取組により加点を受けた落札者が事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」等を、暦年により賃上げを表明した場合には、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」等を原則としてそれぞれ賃上げ実施期間終了月の月末から3か月以内に提出させるものとする。

5 賃上げ基準に達していない者について

契約担当官等は、上記4の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合、別紙5により四半期分をとりまとめて、毎7、10、1、4月10日までに大臣官房会計課へ報告するものとする。大臣官房会計課は、当該報告をとりまとめて、毎7、10、1、4月15日までに財務省主計局法規課に報告するものとする。財務省主計局法規課は、当該報告を受けた場合、これを調製し報告を受けた月の最終営業日までに各省各庁の長へ通知し、大臣官房会計課長は関係する契約担当官等へ連絡することとする。

当該連絡を受けた契約担当官等は、財務省主計局法規課から通知された日から1年間、当該連絡にある賃上げ基準に達していない者が総合評価落札方式による入札に参加する場合、同者に対して、当該入札において本取組により加点する割合よりも大きな割合の減点（※1）をすることとする。（※2、3及び4）

- ※1 総合評価による加算点又は技術点の満点が100点であつて、本取組に係る加点割合が5%である場合、6点以上を減点することとなる。
- ※2 契約担当官等は、減点措置の対象者に適宜の方法により、減点措置の開始時期及び期間等について通知することとする。
- ※3 上記4の確認にあたり所定の書類を期限までに提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行うこととする。
- ※4 当該減点の割合は、契約の内容に応じ、別紙2に定めるところにより、契約担当官等において設定するものとする。

6 国庫債務負担行為による複数年契約の次回調達における加点について

国庫債務負担行為により複数年契約を締結しているもののうち、実質的に事業の同一性が確認される契約については、次の調達の際に以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 契約担当官等は次の調達の際に、入札者が当初の調達の2年度目から最終事業年度等の前々事業年度等までの期間において、対応する年度

等の別途通知する税制措置の賃上げに係る適用要件を満たしており、かつ同期間において賃金の引下げを行っていない場合は、上記 3 による加点とは別に、総合評価落札方式の加算点又は技術点として上記 3 に準じて加点することとする。（※ 1 及び 2）

（2） 当該加点は、当初の調達において落札した者（現契約の相手方）だけではなく、次回の調達の際に新規に入札へ参加する者及び前回の入札で落札者とならなかった者に対しても行うこととする。

（3） 複数年契約について加点措置を受けた落札者については、当該契約期間終了後、契約担当官等が上記 4 に準じて最終事業年度等及びその前事業年度等の賃上げ実績を確認するとともに（※ 3）、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為等がないか確認をすることし、必要に応じ上記 5 に準じた措置を検討することとする。

※ 1 適用に当たり、契約担当官等は希望する入札者から申請書類として別紙 6 を、その添付書類として別紙 3 又は 4 等を提出させ、その内容について確認することとする。

※ 2 （1）に基づく加点は、税制措置の賃上げに係る適用要件を満たしている各事業年度等の数に 1 を乗じた割合(%)を目安として行うものとする。

※ 3 （3）の確認は、当該契約と次回の契約の相手方が同一である場合は、次回の契約の初年度についての上記 4 の確認のタイミングで行うこととなる。

7 入札説明書等への記載について

上記 2～6 について、契約担当官等は入札説明書等に記載することにより、実施のために必要な措置を行うこととし、その記載例は別紙 7 に示すとおりである。

8 取組状況の確認

財務省主計局法規課は、毎年度、各省各庁における本取組の実施状況を確認するため、必要な措置を行うこととしている。具体的な作業は、財務省主計局法規課からの依頼等を踏まえ、別途依頼する。

9 その他

（1） 契約担当官等は、本制度を効果的に実施するため、必要な確認を行うこととし、取扱いに疑義が生じた場合は大臣官房会計課（物品・役務）又は技術調査課（工事・建設コンサルタント業務等）に確認を行うものとする。ただし、港湾空港に関するものについては、港湾局総務課若しくは航空局予算・

管財室（物品・役務）又は港湾局技術企画課若しくは航空局空港技術課（工事・建設コンサルタント業務等）に連絡するものとする。

- (2) 契約担当官等は、天災地変等やむを得ない事情により加点措置の実施を適切に行う環境が整っていないときは、本通知による加点を行わないことができる。なお、そうした事情が生じた場合には、財務省主計局法規課からの通知に基づき、改めて周知する。

別記

大臣官房会計課長 殿	中国地方整備局副局長 殿
大臣官房官庁営繕部長 殿	四国地方整備局長 殿
物流・自動車局長 殿	四国地方整備局次長 殿
港湾局長 殿	九州地方整備局長 殿
航空局長 殿	九州地方整備局副局長 殿
北海道局長 殿	北海道開発局長 殿
国土技術政策総合研究所長 殿	北海道運輸局長 殿
国土技術政策総合研究所副所長 殿	東北運輸局長 殿
国土交通大学校長 殿	関東運輸局長 殿
国土地理院長 殿	北陸信越運輸局長 殿
海難審判所長 殿	中部運輸局長 殿
東北地方整備局長 殿	近畿運輸局長 殿
東北地方整備局副局長 殿	中国運輸局長 殿
関東地方整備局長 殿	四国運輸局長 殿
関東地方整備局副局長 殿	九州運輸局長 殿
北陸地方整備局長 殿	神戸運輸監理部長 殿
北陸地方整備局副局長 殿	東京航空局長 殿
中部地方整備局長 殿	大阪航空局長 殿
中部地方整備局副局長 殿	観光庁次長 殿
近畿地方整備局長 殿	気象庁長官 殿
近畿地方整備局副局長 殿	運輸安全委員会事務局長 殿
中国地方整備局長 殿	海上保安庁長官 殿

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）
（又は○年）において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度（又は
対前年）増加率○%以上とすることを

表明いたします。

従業員と合意したことを表明いたします。

} 状況に応じいずれかを選択※

令和 年 月 日

株式会社○○○○

（住所を記載）

代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法
によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

従業員代表

氏名 ○○ ○○ 印

給与又は経理担当者

氏名 ○○ ○○ 印

※本表明書をもって初めて従業員に賃上げを表明する場合は上段を、本表明書以外の
ところで従業員に賃上げを表明している場合は下段を選択してください。

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」を原則として賃上げ実施期間終了月の月末から 3 か月以内に契約担当官等に提出してください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

2. 暦年により賃上げを表明した場合には、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を原則として賃上げ実施期間終了月の月末から 3 か月以内に契約担当官等に提出してください。
3. 上記 1. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記確認書類を期限までに提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は加算点を減点するものとします。
4. 上記 3. による減点措置については、減点措置開始日から 1 年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。
5. 前事業年度又は前年に、賃上げ表明に対する加点措置を受けた上で契約を締結した場合における、前回と今回の賃上げ実施期間に重複がないよう留意してください。

なお、前回の賃上げ実施期間を表明時から後ろ倒した場合、前回の賃上げ実施期間と今回の表明期間が重複することは有り得ますが、その場合も前回と今回の賃上げ実施期間には重複がないように留意してください。

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）
（又は○年）において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率○%以上とする
ことを

表明いたします。

従業員と合意したことを表明いたします。

} 状況に応じいずれかを選択※

令和 年 月 日

株式会社○○○○

（住所を記載）

代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法
によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

従業員代表

氏名 ○○ ○○ 印

給与又は経理担当者

氏名 ○○ ○○ 印

※本表明書をもって初めて従業員に賃上げを表明する場合は上段を、本表明書以外の
ところで従業員に賃上げを表明している場合は下段を選択してください。

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」を原則として賃上げ実施期間終了月の月末から 3 か月以内に契約担当官等に提出してください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

2. 暦年により賃上げを表明した場合においては、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を原則として賃上げ実施期間終了月の月末から 3 か月以内に契約担当官等に提出してください。
3. 上記 1. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記確認書類を期限までに提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は加算点を減点するものとします。
4. 上記 3. による減点措置については、減点措置開始日から 1 年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。
5. 前事業年度又は前年に、賃上げ表明に対する加点措置を受けた上で契約を締結した場合における、前回と今回の賃上げ実施期間に重複がないよう留意してください。

なお、前回の賃上げ実施期間を表明時から後ろ倒した場合、前回の賃上げ実施期間と今回の表明期間が重複することは有り得ますが、その場合も前回と今回の賃上げ実施期間には重複がないように留意してください。

配点例等

1. 賃上げの実施をした企業等の加点における配点例

(1) 物品、役務、工事

評価項目	評価基準	配点
賃上げの実施を表明した企業等	契約を行う予定の年度の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】	加算点の5%以上の整数
	契約を行う予定の年度の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	

(2) 建設コンサルタント業務等

評価項目	評価基準	配点
賃上げの実施を表明した企業等	契約を行う予定の年度の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】	技術点の5%以上の整数
	契約を行う予定の年度の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	

2. 国庫債務負担行為による複数年契約(実質的に同一性が確認される契約)の次回調達における加点における配点例

(1) 物品、役務、工事

当初の調達の2年度目から最終事業年度等の前々事業年度等までの期間において、賃上げを実施した各事業年度等の数に1を乗じた割合(%)を加算点に乘じ、それ以上の整数となるように設定する。

(2) 建設コンサルタント業務等

当初の調達の2年度目から最終事業年度等の前々事業年度等までの期間において、賃上げを実施した各事業年度等の数に1を乗じた割合(%)を技術点に乘じ、それ以上の整数となるように設定する。

3. 減点措置

1. の評価基準を満たしていない場合、加点割合(加算点・技術点の5%以上の整数)よりも大きな割合(1点大きな配点)で減点を行う。
2. で最終事業年度等及びその前事業年度等の賃金支払の実績を確認し、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合、加点割合(当初の調達の2年度目から最終事業年度等の前々事業年度等までの期間において、賃上げを実施した各事業年度等の数に1を乗じた割合(%))を加算点・技術点に乘じ、それ以上の整数)よりも大きな割合(1点大きな配点)で減点を行うことを検討する。

別添「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人税申告書等に一部添付して提出してください。
なお、記載欄が不足する項目につきましては、お手数ですが、適宜の用紙に別途記載の上、添付願います。

整理番号

法人名	屋号()	事業年度	自平成 至平成	年 月 日	税務署 処理欄
	電話()	自社ホームページの有無	(自社ホームページアドレス)		
法人番号					

1 事業内容	()業	2支店・子会社の状況	(1) 国内支店・店舗数	(2) 国内子会社の数	
			支店・店舗数	海外子会社の数	
			従業員数	出資割合が50%以上の海外子会社の数	
			従業員数	出資割合	
4 期末従業員等の状況	(1) 常勤役員	5 P C 利用状況	(1) P C の利用形態	(2) 取引金額(百万円)	
	(2) 期末従業員の状況(単位:人)		(3) P C の利用形態	(2) 輸出金額	
			(4) 会計ソフトの利用等	(2) 輸入金額	
			(5) 会計ソフト名	(2) その他	
10 主要科目(単位:千円)	(1) 売上(収入)高	6 販売形態	(1) 電子商取引(インターネット取引)	8 経理者の状況	
	(2) 売上(収入)原価		(2) 販売チャネル		(1) 区分
	(3) 売上(収入)総利益		(3) 株主又は株式所有異動の有無		(2) 現金
	(4) 特別利益		(4) 役員又は役員報酬額の異動の有無		(3) 通帳

10 主要科目(単位:千円)	(1) 常勤役員	5 P C 利用状況	(1) P C の利用形態	(2) 取引金額(百万円)	
	(2) 期末従業員の状況(単位:人)		(3) P C の利用形態	(2) 輸出金額	
			(4) 会計ソフトの利用等	(2) 輸入金額	
			(5) 会計ソフト名	(2) その他	
10 主要科目(単位:千円)	(1) 売上(収入)高	6 販売形態	(1) 電子商取引(インターネット取引)	8 経理者の状況	
	(2) 売上(収入)原価		(2) 販売チャネル		(1) 区分
	(3) 売上(収入)総利益		(3) 株主又は株式所有異動の有無		(2) 現金
	(4) 特別利益		(4) 役員又は役員報酬額の異動の有無		(3) 通帳

10 主要科目(単位:千円)	(1) 常勤役員	5 P C 利用状況	(1) P C の利用形態	(2) 取引金額(百万円)
	(2) 期末従業員の状況(単位:人)		(3) P C の利用形態	(2) 輸出金額
			(4) 会計ソフトの利用等	(2) 輸入金額
			(5) 会計ソフト名	(2) その他
10 主要科目(単位:千円)	(1) 常勤役員	5 P C 利用状況	(1) P C の利用形態	(2) 取引金額(百万円)
	(2) 期末従業員の状況(単位:人)		(3) P C の利用形態	(2) 輸出金額
			(4) 会計ソフトの利用等	(2) 輸入金額
			(5) 会計ソフト名	(2) その他

10 主要科目(単位:千円)	(1) 常勤役員	5 P C 利用状況	(1) P C の利用形態	(2) 取引金額(百万円)
	(2) 期末従業員の状況(単位:人)		(3) P C の利用形態	(2) 輸出金額
			(4) 会計ソフトの利用等	(2) 輸入金額
			(5) 会計ソフト名	(2) その他

注1 (1)の有・売上欄に該当する場合
注2 運送業においては燃料費、金融業 保険代理業においては、支払利息割引料を記載してください。
注3 金融業・保険代理業においては、売掛金欄には未収利息、買掛金欄には未払利息を記載してください。
注4 「11代表者に対する報酬等の金額」の各欄は貴社(貴法人)が同族会社の場合に記載してください。

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

「10主要科目」・「11代表者に対する報酬等の金額」の各欄は、千円単位で記載してください。

この用紙はとじこまないでください

12 事業形態	(1) 兼業の状況	(兼業種目)				(兼業割合)		%		13 主な設備等の状況		
	(2) 事業内容の特異性											
	(3) 売上区分		現金売上			%	掛売上				%	
14 決済日等の状況	売上	締切日			決済日			16 税理士の関与状況	(1) 氏名			
	仕入	締切日			決済日				(2) 事務所所在地			
	外注費	締切日			決済日				(3) 電話番号			
	給料	締切日			支給日				☐ 申告書の作成	☐ 調査立会	☐ 税務相談	
15 帳簿類の備付状況	帳簿書類の名称								(4) 関与状況	☐ 決算書の作成	☐ 伝票の整理	☐ 補助簿の記帳
										☐ 総勘定元帳の記帳	☐ 源泉徴収関係事務	
									17 加入組合等の状況			
										(役職名)		
										(役職名)		
								営業時間	開店時	閉店時		
								定休日	毎週 (毎月)	曜日 (日)		
18 18月別の売上高等の状況	月別	売上 (収入) 金額		仕入金 金額		外注費	人件費	源泉徴収 税 額		従業員数		
	月	千円	千円	千円	千円	千円	千円	円	千円	人		
	月											
	月											
	月											
	月											
	月											
	月											
	月											
	月											
	月											
	計											
	前期 の実績											
19 当期の営業成績の概要												

「18月別の売上高等の状況」欄の単位にご注意願います。

令和 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

署番号

提出者情報表

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)

6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)

5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376)

提出情報表

提出用

〔平成28年1月1日以後提出用〕

○提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。(電子FDMOCDDVD書面その他)

〔注〕平成27年分以前の合計表を作成する場合には、「個人番号又は法人番号」欄に何も記載しないでください。

令和 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

税務署 受付印		令和 年 月 日提出 税務署長 殿	事業種目	整理番号	署番号						
提出者	住所又は 所在地	電話(- -)	調書の提出区分 新規=1 追加=2 訂正=3 無効=4	提出媒体	1 給与	2 退職	3 報酬	4 使用	5 譲受	6 斡旋	
	(フリガナ)		(フリガナ)								
	氏名又は 名称		作成担当者								
	個人番号 又は 法人番号(注)	※個人番号又は法人番号は複写されません									
	(フリガナ)		作成税理士 署名								
	代表者 氏名		電話(- -)								
					税理士番号						

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)									
区分	人	員	左のうち、源泉徴収税額のない者	支	払	金	額	源泉徴収税額	円
(A) 俸給、給与、賞与等の総額									
(A)のうち、内職適用の日雇労働者の賃金									
(B) 源泉徴収票を提出するもの									
災害減免法により徴収猶予したもの									

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)									
区分	人	員	支	払	金	額	源泉徴収税額	円	(摘要)
(A) 退職手当等の総額									
(B) (A)のうち、源泉徴収票を提出するもの									

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)									
所得税法第204条に規定する報酬又は料金等	区分	個人	個人以外	支	払	金	額	源泉徴収税額	円
	原稿料、講演料等の報酬又は料金(1号該当)								
	弁護士、税理士等の報酬又は料金(2号該当)								
	診療報酬(3号該当)								
	職業野球選手、騎手、外交員等の報酬又は料金(4号該当)								
	芸能等に係る出演、演出等の報酬又は料金(5号該当)								
	ホステス等の報酬又は料金(6号該当)								
	契約金(7号該当)								
	賞金(8号該当)								
	(A) 計	実	人	実					
(B) (A)のうち、支払調書を提出するもの									
区分	件	数	支	払	金	額	源泉徴収税額	円	(摘要)
(A)のうち、所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金									
災害減免法により徴収猶予したもの									

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)						
区分	人	員	支	払	金	額
(A) 使用料等の総額						
(B) (A)のうち、支払調書を提出するもの						
(摘要)						

6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)						
区分	人	員	支	払	金	額
(A) あっせん手数料の総額						
(B) (A)のうち、支払調書を提出するもの						
(摘要)						

5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376)						
区分	人	員	支	払	金	額
(A) 譲受けの対価の総額						
(B) (A)のうち、支払調書を提出するもの						
(摘要)						

平成28年1月1日以後提出用

○提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。(電子FDMOCDDVD書面その他)

平成27年分以前の合計表を作成する場合には、「個人番号又は法人番号」欄に何も記載しないでください。

【給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表】

記載要領

1 この合計表は、OCR用紙で提出する場合に使用する。

2 給与所得の源泉徴収票合計表

(1) 「㊤俸給、給与、賞与等の総額」欄には、給与所得の源泉徴収票の提出省略限度額以下のため給与所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての給与等について記載する。

なお、年途中で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額並びに災害により被害を受けたため、給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めないで記載する。

(2) 「左のうち、源泉徴収税額のない者」欄には、給与所得の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄の金額がゼロとなる者の数を記載する。

(3) 「㊤のうち、丙欄適用の日雇労務者の賃金」欄には、給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の丙欄を適用した給与等の状況を記載する。

(4) 「㊤源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに給与所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。

なお、年途中で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めて記載することに留意する。

(5) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額（給与所得の源泉徴収票の「摘要」欄に記載された所得税額）を記載する。

3 退職所得の源泉徴収票合計表

(1) 「㊤退職手当等の総額」欄には、退職所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての退職手当等について記載する。

(2) 「㊤ ㊤のうち、源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに退職所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。

4 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表

(1) 「人員」欄には、個人に係るものと個人以外の者に係るものとに区分して記載する。

(2) 「支払金額」欄には、個人及び個人以外の者に対して支払う報酬、料金、契約金及び賞金の支払金額の合計額を記載する。

(3) 「源泉徴収税額」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は含まれないことに留意する。

(4) 「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての報酬、料金等について記載する。

また、「㊤計」欄の「人員」欄の「実」には、「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄の各欄を通じて実人員を記載する。

(5) 「㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。

(6) 「㊤のうち、所得税法第 174 条第 10 号に規定する内国法人に対する賞金」欄には、内国法人に対して支払った所得税法第 174 条第 10 号に規定する馬主が受ける競馬の賞金（金銭で支払われるものに限る。）の支払金額等を記載する。

(7) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額を記載する。

5 不動産の使用料等の支払調書合計表

- (1) 「㊤使用料等の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産の使用料等（支払調書の提出を要しないものを含む。）の支払先の人員と支払金額の合計額を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産の使用料等の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - イ 支店が支払った不動産の使用料等に係る不動産の使用料等の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその賃借している不動産の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
 - ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産の使用料等の支払がないため不動産の使用料等の支払調書の提出を要しない場合 その旨

6 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表

- (1) 「㊤譲受けの対価の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の譲受けの対価及び資産の移転に伴い生じた各種の損失の補償金の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の譲受けの対価の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - イ 支店が支払った不動産等の譲受けに係る不動産等の譲受けの対価の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその譲受けた不動産等の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
 - ロ 租税特別措置法第 33 条（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定土地地区画整理事業等の事業施行者、租税特別措置法第 33 条の 2（交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定住宅地造成事業等のための買取りをする者及び租税特別措置法第 33 条の 4（収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除）に規定する公共事業施行者が、法律の規定に基づいて買取り等の対価を支払う場合 その「事業名又は工事名」及び「買取り等の申出年月日」
 - ハ 法人又は不動産業者である個人が不動産等への譲受けの支払がないため不動産等の譲受けの対価の支払調書の提出を要しない場合 その旨

7 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表

- (1) 「㊤あっせん手数料の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。

なお、この支払調書に記載すべき事項を、「不動産の使用料等の支払調書」又は「不動産の譲受けの対価の支払調書」に記載して提出することによって、この支払調書の作成、提出を省略したものについては、その支払を受けた者の人員及び当該支払金額をそれぞれ「(摘要)」欄に記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - イ 支店が支払った不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料に係る不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその売買又は貸付けのあっせんをした不動産等の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
 - ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払がないため不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の提出を要しない場合 その旨

8 税務署整理欄は、提出義務者において記載を要しない。

総合評価落札方式（賃上げ加点）に係る連絡票

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和 3 年 月 日付財計第 号）5に基づき、賃上げ未実行者を以下のとおり報告する。

省庁名：

契約担当官等の所属及び名称	確認日	企業名	法人番号

- 注 1． 各省庁で四半期分をまとめて報告することができる。
- 2． 法人番号は必ず13桁で記載すること。

(別紙6)

国庫債務負担行為による複数年契約に係る賃上げ実績加点整理表

1 契約情報

契 約 名	
先行契約名	
同契約期間	

2 事業者情報

事 業 者 名	
同法人番号	
事 業 年 度	月～ 月

3 加点判定

会計年度	事業年度	賃上げ率	基準割合	達成状況
令和 年度	令和 年度	%	%	達成／未達成

上記のとおり確認したことを報告致します。

令和 年 月 日
(法人名等)
(住 所)
代表者氏名 ○○ ○○

(留意事項)

1. 「法人事業概況説明書」(別紙3)又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙4)等を添付してください。
2. 基準割合は税制措置の賃上げに係る適用要件によるものであり、参加する入札の担当となる契約担当官等へご確認ください。

(別紙 7 の 1)

《入札説明書等記載例》一物品・役務

『評価基準』に以下の内容を記載する。

(番号) 賃上げの実施に関する評価

評価項目	評価基準	配点
賃上げの実施を表明した企業等	令和○ ^(※) 年 4 月以降に開始する最初の事業年度または令和○ ^(※) 年(暦年)において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を 3 % 以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】 ^{※1, 2}	○点 ^(※)
	令和○ ^(※) 年 4 月以降に開始する最初の事業年度または令和○ ^(※) 年(暦年)において、対前年度または前年比で給与総額を 1.5 % 以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】 ^{※1, 2}	

※ 1 本評価項目で加点を希望する入札参加者は、別紙 1 の 1 又は別紙 1 の 2 の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」(以下「表明書」という。)を提出すること。

また、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表 1」を提出すること。

※ 2 中小企業等とは、法人税法第 66 条第 2 項又は第 3 項に該当する者のことをいう。ただし、同条第 5 項に該当するものは除く。大企業はそれ以外の者のことをいう。

なお、本項目で加点を受けた落札者に対しては、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、速やかに契約担当官等が確認を行う。本項目で加点を受けた落札者は、以下に示す書類を事業年度等が終了した後、下記に定める期限までに契約担当官等に提出するものとする。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」(別紙 3)の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額(以下「合計額」という。)を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料等を原則として賃上げ実施期間終了月の月末から 3 か月以内に契約担当官等に提出すること。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙 4)の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較

することとする（※ 3 及び 4）。暦年単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料等を原則として賃上げ実施期間終了月の月末から 3 か月以内に契約担当官等に提出すること。

※ 3 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は別紙 3 の「合計額」と、暦年単位の場合は別紙 4 の「支払金額」とする。

※ 4 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。

上記の期限までに書類が提出されない場合又は上記の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から 1 年間、政府調達の実績評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点された割合よりも大きな割合（1 点大きな配点）の減点を行う。

(※) ○年：契約を行う予定の年度または暦年を記載すること。

○点：加算点の 5 % 以上の整数となるよう設定すること。

(別紙7の2)

《入札説明書等記載例》－工事、建設コンサルタント業務等

対象工事等については、賃上げを実施する企業を評価する工事等である旨を入札公告及び入札説明書に明記する。

以下に工事の場合の記載例を示す。建設コンサルタント業務等の場合は「工事」を「業務」と、「加算点」を「技術点」とするなど契約種別に応じ、見直して用いる。

【入札公告】

『(番号) 工事概要』に以下を追記する。

(番号) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

【入札説明書】

『(番号) 工事概要』に以下を追記する。

(番号) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

『(番号) 総合評価に関する事項』に以下の内容を記載する。(入札の評価に関する基準及び得点配分の加算点に、以下の項目、評価基準、配点割合及び留意事項を加える。)

(番号) 賃上げの実施に関する評価

評価項目	評価基準	配点割合
賃上げの実施を表明した企業等	令和○ ^(※) 年4月以降に開始する最初の事業年度または令和○ ^(※) 年(暦年)において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】 ^{※1}	○点 ^(※)
	令和○ ^(※) 年4月以降に開始する最初の事業年度または令和○ ^(※) 年(暦年)において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】 ^{※1}	

※1 本評価項目で加点を希望する入札参加者は、別紙1の1又は様別紙1の2の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」(以下「表明書」という。)を提出すること。なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。

また、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。なお、「中小企業等」とは、法人税法第

66 条第 2 項又は第 3 項に該当する者のことをいう。ただし、同条第 5 項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。

なお、本項目で加点を受けた落札者に対しては、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、速やかに契約担当官等が確認を行う。本項目で加点を受けた落札者は、以下に示す書類を事業年度等が終了した後、下記に定める期限までに契約担当官等に提出するものとする。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」(別紙 3)の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額(以下「合計額」という。)を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料等を原則として賃上げ実施期間終了月の月末から 3 か月以内に契約担当官等に提出すること。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙 4)の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする(※2 及び 3)。暦年単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料等を原則として賃上げ実施期間終了月の月末から 3 か月以内に契約担当官等に提出すること。

※2 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は別紙 3 の「合計額」と、暦年単位の場合は別紙 4 の「支払金額」とする。

※3 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。

上記の期限までに書類が提出されない場合又は上記の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から 1 年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点された割合よりも大きな割合(1 点大きな配点)の減点を行う。

なお、共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

(※) ○年：契約を行う予定の年度または暦年を記載すること。

(別紙 7 の 2)

○点：加算点の 5 % 以上の整数となるよう設定すること。

(別紙7の3)

《入札説明書等記載例》－物品・役務（国庫債務負担行為による複数年契約の調達における加点）

『評価基準』に以下の内容を記載する。（当初の調達が4箇年国債又は繰越により実質的に4箇年国債と同じになった場合における記載例）

（番号）国庫債務負担行為による複数年契約に係る賃上げ実績に関する評価

評価項目	評価基準	配点
賃上げを実施した企業等	当初の調達の2年度目から最終事業年度等の前々事業年度等までの期間において、対応する年度等（令和○事業年度若しくは令和○年又は令和○年 ^(※) ）の対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させ、かつ、同期間において賃金の引下げを行っていないこと。【大企業】 ^{※1, 2, 3}	○点 ^(※)
	当初の調達の2年度目から最終事業年度等の前々事業年度等までの期間において、対応する年度等（令和○事業年度若しくは令和○年又は令和○年 ^(※) ）の対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させ、かつ、同期間において賃金の引下げを行っていないこと。【中小企業等】 ^{※1, 2, 3}	

※1 本評価項目の加点は、当初の調達（先行契約）において落札した者だけではなく、本調達で新規に入札へ参加する者及び当初の調達で落札者とならなかった者に対しても行う。本評価項目で加点を希望する入札参加者は、別紙6の「国庫債務負担行為による複数年契約に係る賃上げ実績加点整理表」（以下「整理表」という。）を提出し、対応する年度等及びその前年度等の、別紙3の「法人事業概況説明書」（以下「説明書」という。）又は別紙4の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（以下「合計表」という。）等を添付すること。

整理表に記載する先行契約名及び同契約期間は以下の通りである。

先行契約名：「令和○年 ○○○○業務」

同契約期間：「令和○年○月○日～令和○年○月○日」

また、中小企業等については、整理表と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。

※2 中小企業等とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。大企業はそれ以外の者のことをいう。

※3 令和○事業年度とは、令和○年度に属する日から始まる事業年度を指す。

具体的には、事業年度単位での賃上げをした場合においては、賃上げをした年

度とその前年度の説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額（以下「合計額」という。）を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。

また、暦年単位での賃上げをした場合においては、合計表の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする（※ 4 及び 5）。

更に、入札時に当初の調達の 2 年度目から最終事業年度等の前々事業年度等までの期間において、賃上げが実施され、かつ、賃金の引下げが行われていないか、上記内容に倣い、契約担当官等が確認を行う。

※ 4 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は説明書の「合計額」と、暦年単位の場合は合計表の「支払金額」とする。

※ 5 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。

本項目で加点を受けた落札者に対しては、最終事業年度等及びその前事業年度等の賃金支払の実績を確認するとともに、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為等がないか確認を行うため、最終事業年度等及びその前事業年度等の説明書又は合計表等を原則として、当初の調達の契約期間終了月の 3 か月以内に契約担当官等に提出することとする。なお、当該契約と当初の調達の契約の相手方が同一であり、当該契約にて賃上げ表明加点措置を受ける場合は、その賃上げ表明実績確認と同じ時期に提出することとする。

上記の確認を行った結果、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から 1 年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点された割合よりも大きな割合（1 点大きな配点）の減点を行うか検討することとする。

（※）○年：本文 6（1）の「別途通知する税制措置の賃上げに係る適用要件」に係る事務連絡内の対応する年度等を記載すること。また、当初の調達が 5 箇年国債の場合については、「別途通知する税制措置の賃上げに係る適用要件」に係る事務連絡を基に、対応する事業年度等を適切に記載すること。

○点：当初の調達の 2 年度目から最終事業年度等の前々事業年度等までの期間において、賃上げを実施した各事業年度等の数に 1 を乗じた割合（％）を加算点に乘じ、それ以上の整数となるように設定すること。

(別紙7の4)

《入札説明書等記載例》－工事、建設コンサルタント業務等（国庫債務負担行為による複数年契約の調達における加点）

対象工事等については、国庫債務負担行為による複数年契約の調達における賃上げを実施した企業を評価する工事等である旨を入札公告及び入札説明書に明記する。

以下に工事の場合（当初の調達が4箇年国債又は繰越により実質的に4箇年国債と同じになった場合）の記載例を示す。建設コンサルタント業務等の場合は「工事」を「業務」と、「加算点」を「技術点」とするなど契約種別に応じ、見直して用いる。

【入札公告】

『(番号) 工事概要』に以下を追記する。

(番号) 本工事は、国庫債務負担行為による複数年契約に係る賃上げを実施した企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

【入札説明書】

『(番号) 工事概要』に以下を追記する。

(番号) 本工事は、国庫債務負担行為による複数年契約に係る賃上げを実施した企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

『(番号) 総合評価に関する事項』に以下の内容を記載する。（入札の評価に関する基準及び得点配分の加算点に、以下の項目、評価基準、配点割合及び留意事項を加える。）

(番号) 国庫債務負担行為による複数年契約に係る賃上げ実績に関する評価

評価項目	評価基準	配点
賃上げを実施した企業等	当初の調達の2年度目から最終事業年度等の前々事業年度等までの期間において、対応する年度等（令和○事業年度若しくは令和○年又は令和○年 ^(※) ）の対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させ、かつ、同期間において賃金の引下げを行っていないこと。【大企業】 ^{※1,2}	○点 ^(※)
	当初の調達の2年度目から最終事業年度等の前々事業年度等までの期間において、対応する年度等（令和○事業年度若しくは令和○年又は令和○年 ^(※) ）の対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させ、かつ、同期間において賃金の引下げを行っていないこと。【中小企業等】 ^{※1,2}	

※1 本評価項目の加点は、当初の調達（先行契約）において落札した者だけではなく、本調達で新規に入札へ参加する者及び当初の調達で落札者とならな

かった者に対しても行う。本評価項目で加点を希望する入札参加者は、別紙6の「国庫債務負担行為による複数年契約に係る賃上げ実績加点整理表」(以下「整理表」という。)を提出し、対応する年度等及びその前年度等の、別紙3の「法人事業概況説明書」(以下「説明書」という。)又は別紙4の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(以下「合計表」という。)等を添付すること。なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による提出が必要である。

整理表に記載する先行契約名及び同契約期間は以下の通りである。

先行契約名：「令和○年 ○○○○工事」

同契約期間：「令和○年○月○日～令和○年○月○日」

また、中小企業等については、整理表と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。なお、「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。

※2 令和○事業年度とは、令和○年度に属する日から始まる事業年度を指す。

具体的には、事業年度単位での賃上げをした場合においては、賃上げをした年度とその前年度の説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額(以下「合計額」という。)を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。

また、暦年単位での賃上げをした場合においては、合計表の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする(※3及び4)。

更に、入札時に当初の調達の2年度目から最終事業年度等の前々事業年度等までの期間において、賃上げが実施され、かつ、賃金の引下げが行われていないか、上記内容に倣い、契約担当官等が確認を行う。

※3 中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は説明書の「合計額」と、暦年単位の場合は合計表の「支払金額」とする。

※4 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。

本項目で加点を受けた落札者に対しては、最終事業年度等及びその前事業年度等の賃金支払の実績を確認するとともに、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為等がないか確認を行うため、最終事業年度等及びその前事業年度等の説明書又は合計表等を原則として、当初の調達の契約期間終了月の3か月以内に契約担当官等に提出することとする。なお、当該契約と当初の調達の契約の相手方が同一であり、当該契約にて賃上げ表明加点措置を受ける場合は、その賃上げ表明実績確認と同じ時期に提出することとする。

上記の確認を行った結果、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から 1 年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点された割合よりも大きな割合（1 点大きな配点）の減点を行うか検討することとする。

なお、共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合、その後の減点措置は当該共同企業体、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された構成員である企業及び本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

(※) ○年：本文 6（1）の「別途通知する税制措置の賃上げに係る適用要件」に係る事務連絡内の対応する年度等を記載すること。また、当初の調達が 5 箇年国債の場合については、「別途通知する税制措置の賃上げに係る適用要件」に係る事務連絡を基に、対応する事業年度等を適切に記載すること。

○点：当初の調達の 2 年度目から最終事業年度等の前々事業年度等までの期間において、賃上げを実施した各事業年度等の数に 1 を乗じた割合（％）を加算点に乘じ、それ以上の整数となるように設定すること。